

# 第33回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月29日(水) 午後2時30分から午後3時30分

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	2番	安原 義之			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	6番	市川 政一	7番 清水 輝男
	8番	霜鳥 勝範	9番	丸山 光浩	10番 高橋 敏明
	11番	生井 一広	12番	渡邊 春男	13番 内田 芳昭
	14番	丸山 嘉之	15番	竹内 則孝	16番 竹田 賢一
	17番	宮尾 俊一			

4. 提出議題

報告第37号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第38号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第45号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第46号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第47号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第48号	農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第49号	農用地利用集積計画について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 西條 保 事務局次長 大沢光紀 係長 山口 修 主査 竹田 由之

## 6. 会議の概要

局長 本日の出席委員を報告します。出席委員は、17名です。  
それでは、安原会長、お願いします。

会長 11月は忙しく、委員の皆様方からも21日に新潟市で開催された新潟県農業委員会大会に多数の参加をいただきありがとうございました。

大会当日は、3つの議案が上程され出席者の皆様方から審議、議決いただきました。

議決いただきました3つの議案を要請決議として、30日に東京都で開催される全国農業委員会会長代表者集会に合わせ上京し、新潟県選出国會議員へ手渡して行くことにしています。

11月27日には、えちご上越農業協同組合役員報酬審議会に副市長と一緒に出席しました。今後のひすい農業協同組合との合併を控える中、私自身9回目の出席となりますが、初めて役員報酬について変化があったところです。

本日の総会は、終了後に研修会もあり、日程が混んでおります。早速会議を進めたいと思います。

議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第33回妙高市農業委員会総会を開会します。

最初に議事録署名委員を指名します。4番の飯塚 淳一委員、5番の山下 利秋委員よろしくお願いします。

本日の議題は、報告事項が2件、議案が5件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、

報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第38号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

以上、事務局より、報告事項2件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。

10月に届出がありました合意解約は、28件です。

解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、

1番と2番は、先月の総会で第3条許可の議決をいただいたものです。

3番から27番は、来月の総会に上程されるものです。

次に7ページ、報告第38号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

10月の届け出は、相続件数は19件、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明に対しまして、皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、報告事項2件は、ご了承いただきたいと思います。

次に、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請については、8ページ9ページをご覧ください。

今月の許可申請は、6件です。

1番については、申請地は、末広町地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計：916㎡であります。

位置図は、資料No.3 17ページをご覧ください。

なお、申請地は登記地目が田ですが、譲受人は畑での耕作管理される土地で、申請地は、譲受人の自宅の隣接地で利便性の良いことから、県外在住で今後も耕作管理できない譲渡人と協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に無償での贈与により譲受人に譲り渡すものです。

2番については、申請地は、大字大谷地内、登記地目：田が1筆、登記地積：155㎡、登記地目：畑が1筆、登記地積合計：44㎡、田畑2筆で、登記地積合計199㎡であります。

位置図は、資料No.4 18ページをご覧ください。

なお、申請地に1筆、登記地目が田の土地がありますが、譲受人は2筆ともに畑としての耕作管理を希望していて、譲受人は、妙高市ではじめて農地を取得する新規就農者ということで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、農林課農政担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、大分県から移住し、申請農地に隣接する空き家を購入することとなり、隣接する農地を取得するべく今回の申請に至ったものです。

住宅には12月上旬に入居予定で、申請者ひとりで居住するとのことです。

妙高市とは、大分県の湯布院温泉にある、上越妙高地域の古民家材料を使用している旅館が気に入り、その旅館関係者や古民家材関係者との交流を深め、そのかわりの中で申請者の自宅も赤倉の古民家材料で建て、食事の米も矢代米を毎日食べていて、いつか妙高に住みたいと思っていたとのことです。

申請者の農業経験は、これまで大分で家庭菜園で野菜栽培をしてきた経験があり、現土地所有者の知り合いの地元農家から、トラクター作業や栽培指導をしてもらえる約束をしているとのことです。

申請者としては、自家消費する野菜を畑で作れればという意向で、規模拡大は考えていないが、稲作には興味があって、チャレンジしてみたい想いもあるとのことです。

出席委員からは、雪対策や鳥獣害防止についてのアドバイスや、知り合いを誘って仲間に妙高への移住を進めてほしい等、要望されました。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、取得農地を耕作したいという意向と農作業について協力アドバイスしてもらえる環境を確認したことから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として11月総会に議案を上程することで全員同意されたものです。

3番については、申請地は、大字神宮寺地内、登記地目：田が1筆、登記地積：396㎡であります。

位置図は、資料No.5 19ページをご覧ください。

なお、申請地の登記地目は田ですが、畑として管理されている土地で、譲受人は、妙高市ではじめて農地を取得する新規就農者ということで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、農林課農政担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

事務局 申請に至った経緯は、申請農地に隣接する空き家を購入することとなり、同一所有者の隣接する農地を取得するべく今回の申請に至ったものです。

住宅には12月下旬に入居予定で、申請者と妻と2人で居住するとのことです。

申請者の農業経験は、現住所地で幼い時から両親の畑作作業を手伝いしてきた経験と、昨年からは申請者と妻で、ズッキーニ、アスパラ、イトウリを栽培し、うまく栽培できたとのことです。

当面は、家族で今回の申請地を耕作していきたい意向で、規模拡大は考えていないとのことで、農機具等については、小型の耕運機と軽トラックを、実家と共用で使用しながら対応していくとのことです。

当面は、今回の申請地での自家野菜の栽培に集中していくが、妻がSNSやインターネットに精通していることから、それを通じての発信・販売や、申請者は副業で犬のフォトグラファーをしていることから、顧客へも提供できるような有機栽培野菜などを将来栽培できればと考えているとのことです。

出席委員からは、申請書にある大豆栽培は、手がかからないよう最後の選別や乾燥に手間がかかることからお勧めしないこと、近所に勤務先に勤めている農家がいることから、トラクターでの耕運を依頼すればいいというアドバイスや、集落への転入時の決まり事を事前に確認してトラブルの無いようにして、早くなじんで耕作農地の拡大にも取り組んでほしい旨等、要望されました。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、夫婦で力を合わせて農作業をしていきたい、前向きな意向を確認したことから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として11月総会に議案を上程することで全員同意されたものです。

4番については、申請地は、大字田切地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：148㎡であります。

位置図は、資料No.6 20ページをご覧ください。

申請地は、譲受人の自宅の隣接地で利便性の良いことから、高齢となり今後も耕作管理できない譲渡人と協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

5番については、申請地は、大字藤塚新田地内、登記地目：畑が4筆、登記地積合計：1417㎡であります。

位置図は、資料No.7 21ページをご覧ください。

申請地は、譲受人が購入した自宅の隣接地で利便性の良いことから、今後も耕作管理できない譲渡人と協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

6番については、申請地は、大字大鹿地内、登記地目：田が1筆、登記地積：347㎡であります。

位置図は、資料No.8 22ページをご覧ください。

申請地は、譲受人の耕作地の隣接地で、自宅からも近く、利便性が良いことから、県外在住で耕作管理できない譲渡人と協議したところ、このたび協議がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上、6件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。11月10日、事務局、農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 2番について説明します。11月17日、事務局、農地利用最適化推進委員とリモートによるヒアリングを行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 3番について説明します。11月16日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 4番について説明します。11月14日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 5番について説明します。11月13日、事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 6番について説明します。11月17日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第45号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 3番について、対価額が低いと思うが、正しいのでしょうか。

事務局 申請書に記載のとおりであり間違いありません。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決します。  
お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は、許可することに決定しました。

次に、議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、10ページ11ページをご覧ください。

今月の許可申請は、5件です。

1番です。申請地は、石塚町1丁目地内、登記地目：畑が2筆、登記地積195㎡です。  
位置図は、資料No.9 23ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域 第一種住居地域であることから第3種農地であります。

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者は、このたび所有地である申請地を売却することとなり、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから

事務局 事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。  
それを受け、車庫・物置の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、第3種農地で整備時に申請があれば許可できる内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、先代が自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

2番です。申請地は、大字関山地区内、登記地目：畑が1筆、登記地積277㎡です。

位置図は、資料No.10 24ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者は、このたび所有地である申請地を売却することとなり、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受け、物置の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、整備時に申請があれば許可できる内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

3番です。申請地は、大字毛祝坂地区内、登記地目：田が1筆、登記地積66㎡です。

位置図は、資料No.11 25ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者は、このたび所有地である申請地を売却することとなり、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受け、庭の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、整備時に申請があれば許可できる内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

4番です。申請地は、大字五日市地区内、登記地目：田が1筆、登記地積331㎡です。

位置図は、資料No.12 26ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者は、このたび自己所有地の登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申

事務局 請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受け、住宅などの整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、整備時に申請があれば許可できる内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、先代が自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

5番です。申請地は、大字神宮寺地内、登記地目：畑が1筆、登記地積357㎡です。位置図は、資料No.5 19ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま。

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者は、このたび所有地である申請地を売却することとなり、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受け、住宅の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、整備時に申請があれば許可できる内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、先代が自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

以上、5件ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。11月10日、事務局、農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 2番について説明します。11月17日、事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 3番について説明します。11月14日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 4番について説明します。11月13日、事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 5番について説明します。11月16日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 自分も12年間委員を務めるが、今回は件数も多く、そのすべてが追認案件というのは初めてではないかと思う。

農地を動かす際にこういった問題が発生するかと思うが、自分も農業委員としてあつてはならないことだと思い、自分の農地・法人の農地について洗い出して今一度確認したところであります。

議長 それでは、議案第46号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は、許可することに決定しました。次に、

議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、12ページをご覧ください。

今月の許可申請は、2件です。

1番についてです。

申請地は、大字神宮寺地内、登記地目：田が3筆、登記地積71.91㎡です。

位置図は、資料No.5 19ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

す。ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者は、このたび申請地を売却することとなり、登記状況等の調査をしたところ、他人の所有地で所有権移転がされておらず、かつ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受け、駐車場の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、市道買収で残った狭隘な残地で権利関係が曖昧で、わからなかったもので、整備時に申請があれば許可できる内容であるとともに、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、先代が行ったやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

2番についてです。

申請地は、大字飛田地内、登記地目：田が1筆、登記地積45.9㎡です。

位置図は、資料No.13 27ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

す。申請者は、飛田地内での整備を希望していたもので申請地は最適地と判断しました。

譲受人は、申請地を売買により購入し、一般住宅1棟の整備を希望しています。



事務局 以上、2件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。  
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。11月16日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 2番について説明します。11月16日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第47号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を採決します。お諮りします。  
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は、許可することに決定しました。

次に、議案第48号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第48号 農地法の適用を受けない事実確認願については、13ページ14ページをご覧ください。  
今月の確認願は、7件ですが、同一集落、同一地区の隣接地でありますので一括説明させていただきます。

申請地は、大字小濁及び大字下濁川地内、登記地目：田が29筆、登記地積合計：8438.73㎡、登記地目：畑が23筆、登記地積合計：4528㎡、総合計田畑52筆、12966.73㎡であります。  
位置図は、資料No.14、15 28ページ29ページをご覧ください。

すべての申請地は、現在、農地台帳には登録されていない土地で、除外された時期が不明な土地で、登記地目が田畑で農地のままであることから、それぞれの所有者から、すでに非農地化していることから確認願が提出されたものであります。

申請地は、最低でも30年以上耕作放棄され、農地として耕作されず、周囲とともに山林原野化し、現在に至っている状況を確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境を確認し、所有者の状況からも、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。11月9日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第48号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第48号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は、許可することに決定しました。

次に、議案第49号 農用地利用集積計画について、を上程します。議案第49号のうち、96番から104番については、農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件です。最初に、96番から104番を除く1番から95番までの95件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 30ページ、議案第49号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。

今月は、新規設定31件、再設定73件の合計104件です。

はじめに1番から95番について説明します。

1番から31番につきましては新規設定です。

契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。

そのうち、1番、2番は中間管理事業による貸付です。

続きまして、34ページ32番から42ページ95番につきましては、再設定です。

契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。

再設定ですので、特に問題はないと思われま。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案第49号のうち、1番から95番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

委員 4番の方の件数が何件かありますが、どういう状況かわかりましたらお願いいたします。

事務局 提出の際には特段、確認しておりません。

議長 地元委員で分かりましたらお願いいたします。

委員 賃貸人本人が体調を崩し、自分の田に隣接する農地の耕作者にお願いしたものかと思えます。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第49号 農用地利用集積計画について、のうち1番から95番を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第49号のうち1番から95番は、市長に要請することに決定しました。

続きまして、同じく議案第49号 農用地利用集積計画について、のうち、96番から98番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議案第49号 農用地利用集積計画について、のうち96番から98番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 96番から98番について説明いたします。  
再設定ですので、特に問題はないと思われま

議 長 それでは、議案第49号のうち、96番から98番に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第49号 農用地利用集積計画について、のうち96番から98番について採決します。お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。よって、議案第49号のうち、96番から98番については、市長に要請することに決定しました。  
それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

続きまして、同じく議案第49号 農用地利用集積計画について、のうち99番と100番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議案第49号「農用地利用集積計画について」のうち、99番100番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 99番から100番について説明いたします。  
再設定ですので、特に問題はないと思われま

議 長 それでは、議案第49号のうち、99番と100番に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第49号 農用地利用集積計画について、のうち99番と100番について採決します。お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。よって、議案第49号のうち、99番と100番については、市長に要請することに決定しました。  
それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

続きまして、同じく議案第49号 農用地利用集積計画について、のうち101番から103番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議案第49号 農用地利用集積計画について、のうち101番から103番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 101番から103番について説明いたします。  
再設定ですので、特に問題はないと思われま

議 長 それでは、議案第49号のうち、101番から103番に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第49号 農用地利用集積計画について、のうち101番から103番について採決します。お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。よって、議案第49号のうち、101番から103番については、市長に要請することに決定しました。  
それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

続きまして、同じく議案第49号 農用地利用集積計画について、のうち104番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議案第49号 農用地利用集積計画について、のうち104番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 104番について説明いたします。  
再設定ですので、特に問題はないと思われま

議長 それでは、議案第49号のうち、104番に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。  
他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第49号 農用地利用集積計画について、のうち104番について採決します。お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。よって、議案第49号のうち、104番については、市長に要請することに決定しました。  
それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第33回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和5年12月27日

議 長

\_\_\_\_\_ 印

妙高市農業委員会署名委員

\_\_\_\_\_ 印

妙高市農業委員会署名委員

\_\_\_\_\_ 印